

第十三回国会 大蔵委員会議録第四十三号

昭和二十七年三月三十一日(月曜日)

午前十一時五十七分開議

出席委員

委員長 佐藤 重遠君

理事 奥村又十郎君 理事 小山 長規君

理事 佐久間 徹君 理事 内藤 友明君

島村 一郎君 清水 逸平君

吉米地英俊君 三宅 則義君

宮崎 靖君 宮原幸三郎君

武藤 嘉一君 宮腰 喜助君

早稻田物右エ門君 松尾トシ子君

高田 富之君 深澤 義守君

中野 四郎君

出席政府委員

大蔵政務次官 西村 直巳君

大蔵事務官 (銀行局長) 河野 通一君

大蔵事務官 (銀行局長) 福田 久男君

大蔵事務官 (銀行局長) 大蔵事務官 (銀行局長) 大蔵事務官 (銀行局長)

委員外の出席者

大蔵事務官 (銀行局長) 大月 高君

大蔵事務官 (銀行局長) 高橋 英俊君

大蔵事務官 (銀行局長) 原 純夫君

大蔵事務官 (銀行局長) 大蔵事務官 (銀行局長) 大蔵事務官 (銀行局長)

大蔵事務官 (銀行局長) 大蔵事務官 (銀行局長) 大蔵事務官 (銀行局長)

大蔵事務官 (銀行局長) 大蔵事務官 (銀行局長) 大蔵事務官 (銀行局長)

大蔵事務官 (銀行局長) 大蔵事務官 (銀行局長) 大蔵事務官 (銀行局長)

大蔵事務官 (銀行局長) 大蔵事務官 (銀行局長) 大蔵事務官 (銀行局長)

大蔵事務官 (銀行局長) 大蔵事務官 (銀行局長) 大蔵事務官 (銀行局長)

大蔵事務官 (銀行局長) 大蔵事務官 (銀行局長) 大蔵事務官 (銀行局長)

大蔵事務官 (銀行局長) 大蔵事務官 (銀行局長) 大蔵事務官 (銀行局長)

大蔵事務官 (銀行局長) 大蔵事務官 (銀行局長) 大蔵事務官 (銀行局長)

大蔵事務官 (銀行局長) 大蔵事務官 (銀行局長) 大蔵事務官 (銀行局長)

大蔵事務官 (銀行局長) 大蔵事務官 (銀行局長) 大蔵事務官 (銀行局長)

大蔵事務官 (銀行局長) 大蔵事務官 (銀行局長) 大蔵事務官 (銀行局長)

大蔵事務官 (銀行局長) 大蔵事務官 (銀行局長) 大蔵事務官 (銀行局長)

大蔵事務官 (銀行局長) 大蔵事務官 (銀行局長) 大蔵事務官 (銀行局長)

大蔵事務官 (銀行局長) 大蔵事務官 (銀行局長) 大蔵事務官 (銀行局長)

大蔵事務官 (銀行局長) 大蔵事務官 (銀行局長) 大蔵事務官 (銀行局長)

大蔵事務官 (銀行局長) 大蔵事務官 (銀行局長) 大蔵事務官 (銀行局長)

大蔵事務官 (銀行局長) 大蔵事務官 (銀行局長) 大蔵事務官 (銀行局長)

大蔵事務官 (銀行局長) 大蔵事務官 (銀行局長) 大蔵事務官 (銀行局長)

律案(内閣提出第一三八号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

未復員者給與法特例者の療養保障に

関する陳情書(柏崎市国立新瀧療養

所内新潟県患者同盟代表笹川三郎外

二名(第一〇七一号)

朝鮮銀行預金拂戻しに関する陳情書

(別府市鉄輪六百二十二番地岡光賢)

(第一〇七二号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

小委員及び小委員長選任に関する件

長期信用銀行法案(内閣提出第一

三三〇号)

国民貯蓄債券法案(内閣提出第二

一〇七二号)

貸付信託法案(内閣提出第一三〇号)

日本開業銀行法の一部を改正する法

律案(内閣提出第一三八号)

○佐藤委員長 これより会議を開きま

す。

本日は金融関係諸法案の審査に入る

予定でありましたが、たびぐの出席

要求にもかかわらず、政府当局の出席

がありませんので、議案審査をこれ以

上進めるわけに行きませんので、本日

は午後一時まで休館といたします。

午前十一時五十八分休館

午後三時二十四分開議

○佐藤委員長 休館前に引続き会議を

開きます。

議案の審査に入ります前に、ちよつ

と小委員会設置に関する件につきお諮

りいたします。本委員会におきまして

は、ただいま請願が百六十五件付託さ

れ、また陳情書が三十九件送付されて

おりますので、請願及び陳情書の審査

の慎重を期するために、小委員会を設

置いたしたいと存じますが、この点御

異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○佐藤委員長 御異議ないようであり

ますから、請願及び陳情書審査のた

めの小委員会を設置することに決定い

たしました。

なお小委員及び小委員長の選任につ

きましては、委員長において指名する

に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○佐藤委員長 御異議ないようであり

ますから、委員長において指名するこ

といたします。

なお小委員の指名につきましては、

十名の小委員といたしたいと存じま

す。十名の小委員の比率は、自由党六

名、改進黨二名、社会党一名、共産党

一名ということになりますので、この

際各党の御協力を得るといふ意味にお

きまして、特にこれに社会党第二十三

控室から一名を加えて、合計十一

名の小委員を指名いたしたいと存じま

す。この点御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○佐藤委員長 御異議がないようであ

りますから、さよう決定いたし、指名

いたすことにいたします。

請願及び陳情書審査小委員会小委員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

浅香 忠雄君 島村 一郎君

清水 逸平君 三宅 則義君

宮原幸三郎君 武藤 嘉一君

宮腰 喜助君 早稻田物右エ門君

松尾トシ子君 深澤 義守君

久保田鶴松君

小委員長に宮原幸三郎君を指名いた

します。

○佐藤委員長 次に去る二十六日本委

員会に付託に相なりました長期信用銀

行法案、国民貯蓄債券法案、また去る

二十七日予備審査のため付託に相なり

ました貸付信託法案、及び昨二十九日

付託に相なりました日本開業銀行法の

一部を改正する法律案の四法案を一括

議題といたしまして、まず政府当局よ

り提案趣旨の説明を聴取いたします。

政府委員西村大蔵政務次官。

長期信用銀行法案

長期信用銀行法

(目的)

第一條 この法律は、長期金融の円

滑を図るため、長期信用銀行の制

度を確立し、その業務の公共性に

かんがみ、監督の適正を期すると

ともに、銀行業務の分化により金

融制度の整備に資することを目的

とする。

(定義)

第二條 この法律において「長期信

用銀行」とは、第四條第一項の規

定により大蔵大臣の免許を受けた

者をいう。

(資本の額)

第三條 長期信用銀行は、資本の額

が五億円以上の株式会社でなけれ

ばならない。

(営業の免許)

第四條 預金の受入に代え債券を発

行して設備資金又は長期運転資金

に関する貸付をすることを主たる

業務として営もうとする者は、大

蔵大臣の免許を受けなければなら

ない。

2 大蔵大臣は、免許を申請した者

の人的構成及び事業収支の見込、

経済金融の状況その他を勘案し長

期信用銀行の業務を行うにつき十

分な適格性を有するものと認めた

場合に限り、前項の免許をするこ

とができる。

(商号)

第五條 長期信用銀行は、その商号

中に銀行という文字を用いなけれ

ばならない。

2 銀行法(昭和二年法律第二十一

号)第四條第二項(商号)の規定は、

長期信用銀行には適用しない。

(長期信用銀行の業務)

第六條 長期信用銀行は、左に掲げ

る業務を営むことができる。

1 設備資金又は長期運転資金に

関する貸付、手形の割引、債務

の保証又は手形の引受

2 国債、地方債、社債その他の

債券、株式又は出資証券の応募

その他の方法による取得。但

し、社債その他の債券(政府が

元本の償還及び利息の支拂に

関するものに限る)

三月三十一日

委員有田二郎君、庄司一郎君及び尾

崎末吉君辭任につき、その補欠とし

て門脇勝太郎君、夏淵源三郎君及び

武藤嘉一君が議長の指名で委員に選

任された。

三月二十九日

日本開業銀行法の一部を改正する法

第一類第六号 大蔵委員會議録第四十三号 昭和二十七年三月三十一日

ついで保証しているものを除く。株式又は出資証券については、売上の目的で取得する場合はを除く。

三 預金の受入。但し、国若しくは地方公共団体又は貸付先、社債募集の委託会社その他の取引先からの預金の受入に限る。

四 為替取引
五 地方債又は社債その他の債券の募集の受託

六 前各号に掲げる業務に附随する業務

2 長期信用銀行は、前項に掲げる業務の外、同項の業務に妨げのない範囲において、設備資金及び長期運転資金以外の長期資金（資金需要の期間が六箇月をこえるものをいう。以下同じ）に関する不動産を担保とする貸付をし、又はその受け入れた預金及びこれに準ずるものの合計金額に相当する金額を限度とする短期資金（資金需要の期間が六箇月以下のものをいう。）に関する貸付、手形の割引、債務の保証又は手形の引受をすることが出来る。

3 長期信用銀行は、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により、担保付社債に関する信託業を営むことができる。

4 長期信用銀行は、前各項に掲げる業務以外の業務を営むことができない。

（債権の保全等）
第七條 長期信用銀行は、長期資金に関する貸付等に基づく債権については、その特殊性にかんがみ、その保全及び回収の確保を図るため、

確実な担保を徴し、又は分割して弁済させる方法をとる等特別の考慮をしなければならない。
（債券の発行）
第八條 長期信用銀行は、資本及び準備金（利益準備金、資本準備金その他株主勘定に属する準備金をいう。以下同じ）の合計金額の二十倍に相当する金額を限度として、債券を発行することが出来る。

（債券の借換発行の場合の特例）
第九條 長期信用銀行は、その発行した債券の借換のため、一時前條に規定する限度をこえて債券を発行することが出来る。

2 前項の規定により債券を発行したときは、発行後一箇月以内にその発行券面額に相当する額の旧債券を償還しなければならない。
（債券発行の届出）
第十條 長期信用銀行は、債券を発行しようとするときは、その都度、その金額及び條件をあらかじめ大蔵大臣に届け出なければならない。

2 商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十八條（既存の社債に未拂込のある場合の社債発行の制限）の規定は、長期信用銀行が債券を発行する場合については適用しない。

（債券の発行方法、登記等）
第十一條 長期信用銀行が債券を発行する場合において、応募総額が社債申込証に記載した債券の総額に達しないときでも債券を成立させる旨を社債申込証に記載したときは、その応募総額をもつて債券の総額とする。

2 長期信用銀行の発行する債券は、無記名とする。但し、応募者又は所有者の請求により記名式とすることが出来る。

3 長期信用銀行は、債券を発行する場合においては、売上の方法によることが出来る。この場合においては、売上期間を定めなければならない。

4 前項の場合においては、社債申込証を作成することを要しない。

5 第三項の規定により発行する債券には、左の事項を記載しなければならない。

一 長期信用銀行の商号
二 債券の券面金額
三 債券の利率
四 債券償還の方法及び期限
五 債券の番号

6 商法第三百五十五條第一項（社債の登記）の期間は、債券の売上期間満了の日から起算する。

7 長期信用銀行は、売上の方法により債券を発行しようとするときは、左の事項を公告しなければならない。

一 売上期間
二 債券の総額
三 数回に分けて債券の拂込をさせるときは、その拂込の金額及び時期
四 債券発行の価額又はその最低価額
五 第五項第一号から第四号までに掲げる事項

8 長期信用銀行は、債券を発行する場合においては、割引の方法によることが出来る。

9 長期信用銀行が発行する債券の登記については、その総額（総額を数回に分けて発行する場合においては、各回の発行金額とする。以下同じ）を登記すれば足りる。

10 長期信用銀行が発行する債券については、変更の登記をすることを要しない。但し、その総額の償還があつたときはその登記をし、且つ、毎年三月末におけるその償還を終らない金額の合計金額を本店の所在地においては四週間以内、支店の所在地においては五週間以内に登記しなければならない。

11 売上の方法により発行する債券の登記の申請書には、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第九十一條第二項第二号（社債の引受を証する書面）の書面に代え、左の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 売上期間内における売上総額を証する書面
二 第七項に規定する公告をしたことを証する書面

12 第九項及び第十項の規定は、長期信用銀行がその目的を変更して他の業務を営む会社として存続する場合又は長期信用銀行でない会社が合併若しくは営業の譲受により長期信用銀行の債券を承継した場合において、第九項の規定により登記した債券について準用する。

（債券の消滅時効）
第十二條 長期信用銀行が発行する債券の消滅時効は、元本については十五年、利子については五年で完成する。

（銀行との合併等）
第十五條 長期信用銀行は、合併により銀行業又は貯蓄銀行業に属する契約に基づく権利義務を承継した場合において、その契約が当該長期信用銀行の営むことができない業務に属するときは、その契約で期限の定めのあるものは期限満了まで、期限の定めのないものは承継の日から一年以内の期間に限り、その契約に関する業務を継続することが出来る。銀行（銀行法に規定する銀行をいう。以下同じ）が長期信用銀行となつた場合において、従前の業務に属する契約のうち当該長期信用銀行の営むことができない業務に属するものがあるときも同様である。

2 貯蓄銀行法（大正十年法律第七十四号）第九條（供託）及び第十條（優先弁済）の規定は、前項の規定により貯蓄銀行の業務を継続する長期信用銀行について準用する。

（他業会社への転移等）
第十六條 長期信用銀行がその目的

（通貨及証券換取締法の準用）
第十三條 通貨及証券換取締法（明治二十八年法律第二十八号）は、長期信用銀行が発行する債券の構造について準用する。

（合併異議の催告）
第十四條 長期信用銀行が合併の決議をした場合において、商法第九條第一項（合併異議の公告及び催告）の規定によつてしなければならない催告は、債券の権利者又は預金者に対してはすることを要しない。

（銀行との合併等）
第十五條 長期信用銀行は、合併により銀行業又は貯蓄銀行業に属する契約に基づく権利義務を承継した場合において、その契約が当該長期信用銀行の営むことができない業務に属するときは、その契約で期限の定めのあるものは期限満了まで、期限の定めのないものは承継の日から一年以内の期間に限り、その契約に関する業務を継続することが出来る。銀行（銀行法に規定する銀行をいう。以下同じ）が長期信用銀行となつた場合において、従前の業務に属する契約のうち当該長期信用銀行の営むことができない業務に属するものがあるときも同様である。

2 貯蓄銀行法（大正十年法律第七十四号）第九條（供託）及び第十條（優先弁済）の規定は、前項の規定により貯蓄銀行の業務を継続する長期信用銀行について準用する。

（他業会社への転移等）
第十六條 長期信用銀行がその目的

（債権の保全等）
第七條 長期信用銀行は、長期資金に関する貸付等に基づく債権については、その特殊性にかんがみ、その保全及び回収の確保を図るため、

確実な担保を徴し、又は分割して弁済させる方法をとる等特別の考慮をしなければならない。
（債券の発行）
第八條 長期信用銀行は、資本及び準備金（利益準備金、資本準備金その他株主勘定に属する準備金をいう。以下同じ）の合計金額の二十倍に相当する金額を限度として、債券を発行することが出来る。

（債券の借換発行の場合の特例）
第九條 長期信用銀行は、その発行した債券の借換のため、一時前條に規定する限度をこえて債券を発行することが出来る。

2 前項の規定により債券を発行したときは、発行後一箇月以内にその発行券面額に相当する額の旧債券を償還しなければならない。
（債券発行の届出）
第十條 長期信用銀行は、債券を発行しようとするときは、その都度、その金額及び條件をあらかじめ大蔵大臣に届け出なければならない。

2 商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十八條（既存の社債に未拂込のある場合の社債発行の制限）の規定は、長期信用銀行が債券を発行する場合については適用しない。

（債券の発行方法、登記等）
第十一條 長期信用銀行が債券を発行する場合において、応募総額が社債申込証に記載した債券の総額に達しないときでも債券を成立させる旨を社債申込証に記載したときは、その応募総額をもつて債券の総額とする。

2 長期信用銀行の発行する債券は、無記名とする。但し、応募者又は所有者の請求により記名式とすることが出来る。

3 長期信用銀行は、債券を発行する場合においては、売上の方法によることが出来る。この場合においては、売上期間を定めなければならない。

4 前項の場合においては、社債申込証を作成することを要しない。

5 第三項の規定により発行する債券には、左の事項を記載しなければならない。

一 長期信用銀行の商号
二 債券の券面金額
三 債券の利率
四 債券償還の方法及び期限
五 債券の番号

6 商法第三百五十五條第一項（社債の登記）の期間は、債券の売上期間満了の日から起算する。

7 長期信用銀行は、売上の方法により債券を発行しようとするときは、左の事項を公告しなければならない。

一 売上期間
二 債券の総額
三 数回に分けて債券の拂込をさせるときは、その拂込の金額及び時期
四 債券発行の価額又はその最低価額
五 第五項第一号から第四号までに掲げる事項

8 長期信用銀行は、債券を発行する場合においては、割引の方法によることが出来る。

9 長期信用銀行が発行する債券の登記については、その総額（総額を数回に分けて発行する場合においては、各回の発行金額とする。以下同じ）を登記すれば足りる。

10 長期信用銀行が発行する債券については、変更の登記をすることを要しない。但し、その総額の償還があつたときはその登記をし、且つ、毎年三月末におけるその償還を終らない金額の合計金額を本店の所在地においては四週間以内、支店の所在地においては五週間以内に登記しなければならない。

11 売上の方法により発行する債券の登記の申請書には、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第九十一條第二項第二号（社債の引受を証する書面）の書面に代え、左の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 売上期間内における売上総額を証する書面
二 第七項に規定する公告をしたことを証する書面

12 第九項及び第十項の規定は、長期信用銀行がその目的を変更して他の業務を営む会社として存続する場合又は長期信用銀行でない会社が合併若しくは営業の譲受により長期信用銀行の債券を承継した場合において、第九項の規定により登記した債券について準用する。

（債券の消滅時効）
第十二條 長期信用銀行が発行する債券の消滅時効は、元本については十五年、利子については五年で完成する。

（銀行との合併等）
第十五條 長期信用銀行は、合併により銀行業又は貯蓄銀行業に属する契約に基づく権利義務を承継した場合において、その契約が当該長期信用銀行の営むことができない業務に属するときは、その契約で期限の定めのあるものは期限満了まで、期限の定めのないものは承継の日から一年以内の期間に限り、その契約に関する業務を継続することが出来る。銀行（銀行法に規定する銀行をいう。以下同じ）が長期信用銀行となつた場合において、従前の業務に属する契約のうち当該長期信用銀行の営むことができない業務に属するものがあるときも同様である。

2 貯蓄銀行法（大正十年法律第七十四号）第九條（供託）及び第十條（優先弁済）の規定は、前項の規定により貯蓄銀行の業務を継続する長期信用銀行について準用する。

（他業会社への転移等）
第十六條 長期信用銀行がその目的

（債権の保全等）
第七條 長期信用銀行は、長期資金に関する貸付等に基づく債権については、その特殊性にかんがみ、その保全及び回収の確保を図るため、

確実な担保を徴し、又は分割して弁済させる方法をとる等特別の考慮をしなければならない。
（債券の発行）
第八條 長期信用銀行は、資本及び準備金（利益準備金、資本準備金その他株主勘定に属する準備金をいう。以下同じ）の合計金額の二十倍に相当する金額を限度として、債券を発行することが出来る。

（債券の借換発行の場合の特例）
第九條 長期信用銀行は、その発行した債券の借換のため、一時前條に規定する限度をこえて債券を発行することが出来る。

2 前項の規定により債券を発行したときは、発行後一箇月以内にその発行券面額に相当する額の旧債券を償還しなければならない。
（債券発行の届出）
第十條 長期信用銀行は、債券を発行しようとするときは、その都度、その金額及び條件をあらかじめ大蔵大臣に届け出なければならない。

を変更して他の業務を営む銀行以外の会社として存続する場合において、従前の債券及び預金の債務が残存するときは、大蔵大臣は、その債務を完済するまで、その債務の総額を限度として財産の供託を命じ、又は債券の権利者及び預金者の保護を図るため必要な範囲において、資産の管理若しくは運用につき命令をすることができ、合併により長期信用銀行及び銀行以外の会社が長期信用銀行の債券及び預金の債務を承継した場合も同様である。

2 銀行法第二十條（報告）及び第二十一條（検査）の規定は、前項に規定する場合において、長期信用銀行に係る債券及び預金の債務を完済するまで、長期信用銀行の業務を営んでいた会社並びに長期信用銀行の債券及び預金の債務を承継した会社について準用する。

（銀行法の準用）

第十七條 銀行法の規定は、同法第一條から第三條まで（定義、営業の免許、資本の額）、第四條（商号）、第五條（他業の禁止）、第八條（準備金）、第十五條（合併異議の催告）、第十七條（貯蓄銀行との合併）、第二十六條（他業会社への転移）、第三十三條から第三十六條まで（罰則）及び附則の規定を除く他、長期信用銀行について準用する。この場合において、同法第三十二條第一項（外国銀行の支店等設置の免許）中「銀行ガ」とあるのは「長期信用銀行ノ業務ヲ営ム会社ガ」と、「第二條」とあるのは「長期信用銀行法第四條」と、

同條第二項（外国銀行に関する特則中「本法」とあるのは「長期信用銀行法」と、「第三條乃至第六條、第八條、第十二條乃至第十七條、第二十五條及第二十七條乃至前條」とあるのは「同法第三條、第五條、第六條第四項、第十四條及第十五條並ニ第六條、第十二條乃至第十四條、第十六條、第二十五條及第二十七條乃至前條」と読み替へるものとする。

（銀行との関係）

第十八條 長期信用銀行は、銀行法にいう銀行ではない。但し、銀行法及びこれに基く命令以外の法令において「銀行」とあるのは、別段の定めがない限り、長期信用銀行を含むものとする。

（実施規定）

第十九條 この法律による免許又は認可に関する申請、届出及び業務報告書その他の書類の提出の手續その他この法律を実施するため必要な手續は、大蔵省令で定める。

（罰則）

第二十條 左の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした長期信用銀行の取締役、監査役、支配人又は清算人（第十七條において準用する銀行法第三十二條第二項（外国銀行に関する特則）の規定により長期信用銀行とみなされる者）については、その代表者又は残務の取扱者）を一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処する。

一 第十七條において準用する銀行法第二十一條（検査）の規定による検査に際し、帳簿書類の隠ぺい、不実の申立その他の方法により検査を妨げたとき。

二 第二十一條 長期信用銀行の取締役、監査役、支配人又は清算人（第十七條において準用する銀行法第三十二條第二項（外国銀行に関する特則）の規定により長期信用銀行とみなされる者）については、その代表者又は残務の取扱者）が、その長期信用銀行の業務に関して前條の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その長期信用銀行に対しても同條の罰金を科する。

第二十二條 左の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした長期信用銀行の取締役、監査役、支配人又は清算人（第十七條において準用する銀行法第三十二條第二項（外国銀行に関する特則）の規定により長期信用銀行とみなされる者）については、その代表者又は残務の取扱者）を一万円以下の過料に処する。

一 第六條第四項の規定又は第十七條において準用する銀行法第三條の二（無額面株式の発行禁止）、第六條（業態変更）、第七條（代理店の出張所等設置の禁止）若しくは第十三條（役員）の兼職（制限）の規定に違反したとき。

二 第十五條第二項において準用する貯蓄銀行法第九條（供託）の規定に違反したとき。

三 この法律により長期信用銀行に備えて置くべき書類を備えて置かず、若しくは大蔵大臣に提出すべき書類の提出を怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

四 第十六條第一項の規定又は第十七條において準用する銀行法第二十二條（業務の停止等）、第二十三條（免許の取消等）若しくは第二十九條（清算の監督）の規定による大蔵大臣又は裁判所の命令に違反したとき。

附則

1 この法律中附則第二項の規定は、公布の日から、その他の規定は、公布の日から一年以内で政令で定める日から施行する。

2 この法律公布の日において、銀行等の債券発行等に関する法律（昭和二十五年法律第四十号）に基づき現に債券を発行している銀行が、この法律施行（この項以外の規定の施行をいう。以下同じ）の日までに、大蔵大臣に対し、書面をもつて長期信用銀行となることを希望する旨の届出をした場合には、その資本の額が、この法律施行の日において五億円以上であるときは、当該銀行は、同日において、第四條の免許を受けたものとみなす。

3 大蔵大臣は、前項の規定により第四條の免許を受けたものとみなされた銀行がある場合において、その商号及び住所を、この法律施行後遅滞なく、官報で公告しなければならない。

4 銀行等の債券発行等に関する法律は、廃止する。

5 旧銀行等の債券発行等に関する法律（以下「旧債券発行法」といふ）第十一條第四項から第七項まで（優先株式発行の手續）並びに同法第十二條第三項（法人に対する政府の財政援助の制限）に関する法律の適用除外）及び同法第十三條から第十五條まで（優先株式の消却及び準備金）の規定は、この法律施行の日から五年以内で政令で定める日までは、この法律施行後も、なお効力を有する。

6 旧債券発行法は、この法律施行前に旧債券発行法により発行した債券及び国が引き受けた優先出資に関するものは、この法律施行後も、前二項の規定により旧債券発行法が効力を失う以前に同法又は第十項の規定により国が引き受けた優先株式式に関しては、同法が前二項の規定により効力を失つた後も、なおその効力を有する。

7 当分の間、長期信用銀行（この法律公布の日において銀行であつた者）が長期信用銀行となつたものを除くは、第四條の免許を受け九日から五年を経過した日を含む営業年度の末日までに限り、第八條の規定にかかわらず、資本及び準備金の合計金額の三十倍に相当する金額を限度として債券を発行することができる。

8 長期信用銀行が、この法律施行の日から一年以内に、旧債券発行法に基づき現に債券を発行している

銀行から当該銀行の債券を承継した場合においては、その債券を承継した日から十年を経過した日を含む営業年度の末日までの間、第八條又は前項に規定する債券の発行限度の計算については、その承継した債券の券面金額に相当する金額に大蔵大臣が定める割合を乗じて得た金額は、債券発行高に算入しない。

9 前項の割合は、毎営業年度、当該長期信用銀行の資本及び準備金の金額並びに債券発行高等を勘案して定めるものとする。

10 当分の間、国は、長期信用銀行が発行する議決権のない株式で利益の配当及び残余財産の分配について優先の内容を有し、且つ、利益をもつて消却することができるもの（以下「優先株式」という。）を引き受けることができる。

11 商法第二百四十二條第二項（無議決権株の總數）の規定は、前項の規定により国が引き受ける優先株式の発行については、適用しない。

12 第十項の規定により国が引き受けた優先株式は、何人も、これを譲り受けることができない。

13 第十項の規定により国が引き受ける優先株式の発行及び消却、当該優先株式に対する配当、当該優先株式の消却に伴い積み立てられる準備金並びに当該準備金と他の準備金との関係については、第五項の規定によりなお効力を有する旧債券発行法第十一條第四項から第七項まで（優先株式発行の手続）並びに同法第十二條第三項

（法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律の適用除外）及び第十三條から第十五條まで（優先株式の消却及び準備金）の規定を準用する。この場合において旧債券発行法第十一條第五項中「第一項」とあるのは「長期信用銀行法（昭和二十七年法律第 号）附則第十項」と読み替えるものとする。

14 農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。
第十七條第一項を次のように改める。
農林中央金庫ハ拂込資本金及投資者勘定ニ屬スル準備金ノ額ノ二十倍ヲ限リ農林債券ヲ発行スルコトヲ得
第十八條に次の一項を加える。
農林債券ハ割引ノ方法ヲ以テ之ヲ発行スルコトヲ得
第十九條第一項中「低利ノ」を削る。

15 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。
第三十一條を次のように改める。
第三十一條 商工組合中央金庫ハ拂込資本金及投資者勘定ニ屬スル準備金ノ額ノ二十倍ヲ限リ商工債券ヲ発行スルコトヲ得
第三十四條中「主務大臣ノ認可ヲ受クベシ」を「其ノ都度其ノ金

額及條件ヲ予メ主務大臣ニ届出ツベシ」に改める。

16 普通銀行等の貯蓄銀行業務又は信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。
第一條中「銀行法ニ依リ銀行業ノ免許受ケタル銀行」ヲ「銀行法ニ依リ免許ヲ受ケタル銀行及長期信用銀行法ニ依リ免許ヲ受ケタル長期信用銀行」に改める。

17 日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）の一部を次のように改正する。
第十八條第一項第一号中「銀行法に規定する銀行」の下に「及び長期信用銀行法（昭和二十七年法律第 号）」に規定する長期信用銀行」を加える。

18 租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。
第五條の十三中「銀行等の債券発行等に関する法律」と「旧銀行等の債券発行等に関する法律」に、「第十七條第二項」を「同法第十七号第二項又は長期信用銀行法附則第十三項」に改める。

19 資産再評價法（昭和二十五年法律第十号）の一部を次のように改正する。
第九十九條第一項中「銀行等の債券発行等に関する法律（昭和二十五年法律第四十号）」を削る。
第一百十二條第二項中「銀行等の債券発行等に関する法律を除く。」を削る。

国民貯蓄債券法案

国民貯蓄債券法

（目的）

第一條 この法律は、当分の間、国民貯蓄債券の発行により浮動購買力を吸収して国民貯蓄の増強を図り、もつて資源の開発その他経済の再建のために緊要な資金の調達に資することを目的とする。
（国民貯蓄債券の発行権限及び発行限度額）
第二條 政府は、前條に掲げる目的を達成するため、国民貯蓄債券を発行することができる。
2 前項の場合において、第一回の国民貯蓄債券を発行した日の属する会計年度においては、その年度末における国民貯蓄債券のその発行価額による発行現在高が百億円を、その年度後の毎会計年度においては、当該年度末における国民貯蓄債券のその発行価額による発行現在高から前年度末における国民貯蓄債券のその発行価額による発行現在高を控除した残額が百億円を、それぞれこえることとなつてはならない。

（資金運用部資金及び資金運用部特別会計との関係）
第三條 国民貯蓄債券の発行に因る収入金は、資金運用部資金法（昭和二十六年法律第九号）第一條及び第六條第一項の規定にかかわらず、資金運用部資金とし、国民貯蓄債券の償還金及び国民貯蓄債券の買上に必要な資金のうち、当該国民貯蓄債券の発行価額に相当するものは、資金運用部資金をもつて充てる。

2 国民貯蓄債券の発行、償還、買上及び抽せんに関する経費並びに国民貯蓄債券についてのその額面金額（当該国民貯蓄債券が買上に係るものであるときは、その買上価額）と発行価額との差額に相当する金額、国民貯蓄債券の割増金及び取扱手数料は、資金運用部特別会計法（昭和二十六年法律第九号）第三條の規定にかかわらず、資金運用部特別会計の負担とし、同会計の歳出とする。

3 郵便官署が取り扱つた国民貯蓄債券の取扱手数料は、毎会計年度、予算の範囲内で、資金運用部特別会計から郵政事業特別会計に繰り入れるものとする。
（発行の條件）
第四條 国民貯蓄債券は、無記名とし、その額面金額は、一万円以下とする。

2 国民貯蓄債券の償還期限は、五年とする。
3 国民貯蓄債券は、割引の方法によつて売り出すものとする。
4 国民貯蓄債券には、抽せんによる割増金を附することができる。

5 第一項に規定する額面金額の種類、第三項に規定する割引の歩合、前項に規定する抽せん並びに同項に規定する割増金の等級別金額及び当せんの数その他割増金に關し必要な事項は、政令で定める。

6 前項の規定により割引の歩合及び割増金に關し定むる場合においては、発行する各回の国民貯蓄債券の応募者平均利まわりが、一般の金利水準と權衡を失しないように定めなければならない。

2 国民貯蓄債券の発行、償還、買上及び抽せんに関する経費並びに国民貯蓄債券についてのその額面金額（当該国民貯蓄債券が買上に係るものであるときは、その買上価額）と発行価額との差額に相当する金額、国民貯蓄債券の割増金及び取扱手数料は、資金運用部特別会計法（昭和二十六年法律第九号）第三條の規定にかかわらず、資金運用部特別会計の負担とし、同会計の歳出とする。

(国民貯蓄債券の買上)

第五條 大蔵大臣は、国民貯蓄債券を所持人の請求に応じて買上げることができる。

2 前項の買上に関し必要な事項は、政令で定める。

(取扱機関)

第六條 郵便官署は、国民貯蓄債券の売りさばき、償還及び買上に関する事務並びにその割増金の支拂に関する事務を取り扱うものとする。

2 大蔵大臣は、相互銀行、信用金庫その他政令で定める金融機関又は証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二條第九号に規定する証券業者に国民貯蓄債券の売りさばきに関する事務を委託して取り扱わせることができる。

3 相互銀行、信用金庫その他前項に規定する金融機関は、他の法令の規定にかかわらず、国民貯蓄債券の売りさばきに関する業務を行うことができる。

4 第一項又は第二項の規定による事務の取扱に関し必要な事項は、政令で定める。

(国民貯蓄債券収入金の運用)

第七條 資金運用部資金のうち国民貯蓄債券の発行に因る収入金に相当するものは、資源の開発その他経済の再建に緊要な産業の施設の建設のために必要な資金の供給に資するため、資金運用部資金法の規定により運用するものとする。

(国民貯蓄債券の償還金及び割増金の支拂資金並びに国民貯蓄債券の買上資金の交付)

第八條 大蔵大臣は、国民貯蓄債券

の償還金及び割増金の支拂に必要な資金並びに国民貯蓄債券の買上に必要な資金を郵政大臣の指定する出納官吏に交付することができる。

(国民貯蓄債券の消滅時効)

第九條 国民貯蓄債券の消滅時効は、償還金については十年、割増金については五年をもつて完成する。

(割増金に対する非課税)

第十條 国民貯蓄債券の割増金に対しては、所得税を課さない。

(国債に関する法律等の不適用)

第十一條 民法施行法(明治三十一年法律第十一号)第五十七條、国債に関する法律(明治三十九年法律第三十四号)及び国債関係事務簡便化に関する法律(昭和十八年法律第十一号)第二條の規定は、国民貯蓄債券については、適用しない。

2 国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)の適用については、国民貯蓄債券は、国債でないものとみなす。

(国民貯蓄債券に関する事務の委任)

第十二條 大蔵大臣は、国民貯蓄債券に関する事務の一部を日本銀行に取り扱わせることができる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第十條第五号「国債」の下に「(国民貯蓄債券を除く。以下第六号において同じ。)」を加える。

第十二條第一項に次の一号を加える。

十八 国民貯蓄債券に関すること。

3 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「日本放送協会から委託された事務及び」を「日本放送協会から委託された事務、国民貯蓄債券の売りさばき、償還及び買上並びにその割増金の支拂に関する事務」に改める。

第九條第一号中「及び郵便振替貯金」を「郵便振替貯金及び国民貯蓄債券」に改める。

4 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二條中「日本放送協会から郵政省に委託された事務」の下に「国民貯蓄債券の売りさばき、償還及び買上並びにその割増金の支拂に関する事務」を加える。

貸付信託法案

貸付信託法

(目的)

第一條 この法律は、貸付信託の受益権を受益証券に化体することにより、受益者の保護を図ることにより、一般投資者による産業投資を容易にし、もつて資源の開発その他緊要な産業に対する長期資金の円滑な供給に資することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「貸付信託」とは、一個の信託契約に基いて、受託者が多数の委託者との間に締結する信託契約により受け入れた金銭を、主として貸付又は手形割引の方法により、合同して運用する金銭信託であつて、当該信託契約に係る受益権を受益証券によつて表示するものをいう。

2 この法律において「受益証券」とは、貸付信託に係る信託契約に基づく受益権を表示する証券であつて、受託者がこの法律の規定により発行するものをいう。

(信託約款と信託契約)

第三條 信託会社(信託業務を営む銀行を含む。以下同じ)は、貸付信託に係る信託契約については、あらかじめ大蔵大臣の承認を受け、信託約款に基いて、これを締結しなければならない。

2 信託約款においては、左に掲げる事項を定めなければならない。

一 信託の目的

二 信託契約の締結の際の信託財産の額に関する事項

三 受益証券に関する事項

四 委託者及びその権利義務の承継に関する事項

五 信託の元本及び収益の管理及び運用に関する事項

六 信託の収益の計算の時期及び方法に関する事項

七 信託の元本の償還及び収益の分配の時期、方法及び場所に関する事項

八 当該信託約款に基く信託契約に係る信託財産の合同運用に関する事項

九 前号に掲げる信託財産と他の信託財産との分別運用に関する事項

十 信託契約期間、その延長及び信託契約期間中の解約に関する事項

十一 信託業法(大正十一年法律第六十五号)第九條(損失の補てん及び利益の補足)の規定により元本の補てんの契約をする場合においては、その割合その他これに関する事項

十二 信託報酬の計算方法及びにその支拂の方法及び時期に関する事項

十三 信託約款の変更に関する事項

十四 公告の方法

十五 その他公益又は受益者保護のため必要且つ適當であると認められる事項で大蔵省令で定めるもの

3 貸付信託に係る信託契約の期間は、二年以上でなければならない。

(信託約款の承認)

第四條 信託会社は、前條第一項の規定による承認を受けようとするときは、信託約款を記載した承認申請書に、信託財産の運用計画及び受益証券の発行計画を記載した書面を添えて、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定による承認の申請があつた場合において、信託財産の運用計画及び受益証券の発行計画が適當であつて、信託約款の内容が法令に違反せず、且つ、公益又は受益者の保護

に欠けるおそれがないときは、承認申請書を受理した日から三十日以内、その承認をしなければならぬ。
(信託約款の変更)

第五條 信託会社は、前條の規定により承認を受けた信託約款を変更しようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した承認申請書が大蔵大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 前條の規定は、前項の規定による変更の承認の場合について準用する。この場合において、前條第一項中「信託財産の運用計画及び受益証券の発行計画を記載した書面」とあるのは「当該信託約款の変更により信託財産の運用計画又は受益証券の発行計画に変更がある場合はその変更に係る計画を記載した書面」と、同條第二項中「信託財産の運用計画及び受益証券の発行計画」とあるのは「変更に係る信託財産の運用計画又は受益証券の発行計画」と読み替へるものとす。

第六條 受託者は、前條の規定により信託約款の変更について大蔵大臣の承認を受けた場合には、直ちに、変更の内容及び変更について異議のある受益証券の権利者は一定期間内にその異議を述べべき旨を公告しなければならぬ。但し、その期間は、一箇月を下ることができない。

2 受益証券の権利者が前項の期間内に異議を述べなかつた場合には、その変更を承認したものとみなす。

3 第一項の期間内に異議を述べた権利者は、受託者に対して、その変更がなかつたならば有したであろう公正な価格で当該受益証券を買い取ることを請求することができる。

4 受託者は、前項の請求があつた場合には、当該請求に係る受益証券をその固有財産をもつて買い取らなければならない。この場合において、信託法(大正十一年法律第六十二号)第九号(受託者の利益享受の制限)の規定は、適用しない。

5 第一項の規定による公告は、信託約款で定める日刊新聞紙によつてしなければならない。

(信託契約締結の手續)
第七條 信託会社は、貸付信託に係る信託契約を締結しようとするときは、左の事項を公告しなければならない。

一 信託会社の商号
二 信託の目的
三 信託契約の取扱期間
四 各受益証券の証面金額
五 収益の計算の時期
六 元本の償還期限

2 前項第三号の期間は、二箇月をこえてはならない。

3 前條第五項の規定は、第一項の公告について準用する。

(受益証券)
第八條 貸付信託に係る信託契約に基く受益権の譲渡及び行使は、記名式の受益証券をもつて表示されるものを除く外、受益証券をもつてしなければならない。

但し、受益者の請求により記名式とすることができぬ。
3 記名式の受益証券は、受益者の請求により無記名式とすることができる。

4 受益証券は、記号、番号、信託約款及び左の各号に掲げる事項を記載し、代表取締役が署名しなければならない。

一 受託者の商号
二 記名式の受益証券について、受益者の氏名又は名称
三 券面金額
四 信託契約期間
五 信託の元本の償還及び収益の分配の時期及び場所

六 信託報酬の計算方法
(受益証券発行の届出)
第九條 受託者は、貸付信託に係る信託契約の取扱期間経過後遅滞なく、当該取扱期間中に発行した受益証券の種類及びその種類ごとの総額を大蔵大臣に届け出でなければならない。

(委託者の権利義務の承継)
第十條 受益証券を取得する者は、その取得により、当該受益証券に係る信託契約の委託者の権利義務を承継するものとする。この場合において、第八條第一項の規定は、委託者の権利の行使について準用する。

(受託者による受益証券の取得)
第十一條 受託者は、第六條第四項の規定による場合を除く外、受益証券が発行の日から一年以上を経過している場合に限り、その固有財産をもつて時価により当該受益証券を買い取ることができぬ。こ

の場合においては、信託法第九條(受託者の利益享受の制限)の規定は、適用しない。
(信託財産の運用)
第十二條 貸付信託の信託財産は、当該貸付信託の信託財産以外の信託財産と分別して運用しなければならない。

第十三條 受託者は、貸付信託の信託財産を、貸付及び手形の割引の方法以外の方法により運用してはならない。但し、信託契約の取扱期間中における当該信託契約に係る信託財産又は信託財産の運用上生じた余裕金については、この限りでない。

(特別留保金)
第十四條 受託者は、貸付信託について、元本に損失を生じた場合にこれを補てんする契約をしたときは、その補てんに充てるため、当該貸付信託の収益の計算の時期ごとに、その収益のうちから特別留保金を積み立て、当該貸付信託の信託財産に留保しなければならない。

2 受託者は、貸付信託の信託財産の元本に損失を生じた場合に限り、当該損失を補てんするため、前項の規定による特別留保金を取り出すことができる。

3 第一項の規定により積み立てる特別留保金の限度及び積立の方法は、政令で定める。

4 受託者は、第一項の特別留保金の金額が、当該貸付信託に係る元本の償還によつて、前項の規定に基く政令で定める限度をこえることとなつたときは、そのこえる金額を、当該貸付信託に係る信託約款の変更により元本補てんの契約を解約したときは、特別留保金の金額を、それぞれ、信託報酬として取得しなければならない。

(通貨及証券構造取締法の準用)
第十五條 通貨及証券構造取締法(明治二十八年法律第二十八号)は、受益証券の構造について準用する。

額を、当該貸付信託に係る信託約款の変更により元本補てんの契約を解約したときは、特別留保金の金額を、それぞれ、信託報酬として取得しなければならない。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 第三條第三項中「二年」あるのは、この法律施行の日から一年を限り、「二年」と読み替へるものとする。

3 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第五十八條中「利子の支拂」を「利子若しくは利益の支拂」と、「又は証券投資信託」を「又は貸付信託(貸付信託法第二條第一項に規定する貸付信託をいう。以下同じ)の受益証券若しくは証券投資信託」に改める。

第五十九條第一項中「株式」を「株式、貸付信託の受益証券」に、「又は利益の支拂」を「又は利益若しくは利益の支拂」と、同條第二項中「又は利益」を「利益又は利益」に改める。

4 租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「杜債、」の下に「貸付信託(貸付信託法第二條第一項に規定する貸付信託をいう。以下同じ)の受益証券」を加える。

第六條第一項中「杜債、」の下に「貸付信託(貸付信託法第二條第一項に規定する貸付信託をいう。以下同じ)の受益証券」を加える。

同條第二項中「社債、」の下に「貸付信託の受益証券、」を加える。

5 外資に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第...号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項の改正規定中「証券投資信託」の下に「又は貸付信託法（昭和二十七年法律第...号）第二條に規定する貸付信託を、その配当金、」の下に「証券投資信託の」を加え、「社債（外国において発行され）を「貸付信託の受益証券についでこれに表示されている受益権に係る信託の収益の分配金、社債（外国において発行され）に改め、「金銭」の下に「証券投資信託の」を加え、「社債及び」を「貸付信託の受益証券」についてこれに表示されている受益権に係る信託の元本の償還金、社債及び」に改める。

日本開業銀行法の一部を改正する法律案
日本開業銀行法（昭和二十六年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

日本開業銀行の資本金は、政府の一般会計及び米國対日援助見返資金特別会計からの出資金三百億円と第四十八條第一項及び第四十九條の二第四項の規定により政府の一般会計及び米國対日援助見返資金特別会計から出資があつたものとされた金額との合計額とする。

第十八條第一項第三号中「又は返済資金」を「若しくは返済資金」に、「又は引受」を「若しくは引受」に、「応募すること」を「応募し、又は銀行その他の金融機関の開業資金の貸付に係る債権の全部若しくは一部を譲り受けること」に、「及びその応募に係る社債の償還期限は、」を「その応募に係る社債又はその譲受に係る貸付金の償還期限は、その貸付、応募又は譲受の日から起算して」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 開業資金に係る債務を保証すること。但し、その保証に係る債務の履行期限は、その債務の保証の日から起算して一年未満のものであつてはならない。

第十八條第二項中「第三号」を「第四号」に、「又は社債の応募」を「社債の応募、債権の譲受又は債務の保証」に、「又は当該応募に係る社債の償還」を「当該応募に係る社債の償還、当該譲受に係る債権の回収又は当該保証に係る債務の履行」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第十八條の二 前條第一項第四号の規定による保証に係る債務の現在額及び第三十七條第一項の規定による借入金額の額の合計額は、第四條に規定する資本金及び第三十六條に規定する準備金の額の合計額をこえることとなつてはならない。

基準等）に改め、同條第一項を次のように改める。

第十八條第一項第一号及び第三号の規定により行つた資金の貸付の利率、同項第三号の規定により行つた譲受に係る貸付債権の貸付の利率並びに同項第四号の規定により行つた債務の保証の利率は、日本開業銀行の収入する貸付金利息（第四十三條第一項の規定により復興金融金庫から承継した貸付債権の利息及び第四十九條の二第一項の規定により政府の米國対日援助見返資金特別会計から承継した貸付債権の利息を含む。以下第二十四條第二項において「貸付金の利息」という）、社債の利子及び債務保証料が日本開業銀行の事務取扱費、業務委託費、第三十七條第一項の規定による借入金の利子、第四十九條の二第二項に規定する政府の貸付金の利子、附屬諸費及び資産の運用損失を償ふに足るよう、銀行の貸付利率又は債務の保証利率を勘案して定めるものとする。

第十九條第二項中「貸付利率」を「貸付利率、譲受に係る貸付債権の貸付利率及び債務の保証利率」に、「貸付の目的」を「貸付、譲受に係る貸付債権及び保証に係る債務の目的」に改め、「貸付金の償還期限」の下に「譲受に係る貸付債権の回収期限、債務の保証の期間、」を、「資金の貸付」の下に、「譲受に係る貸付債権及び債務の保証」を加える。

第二十條中「資金の貸付」の下に「貸付債権の譲受又は債務の保証」を加え、「利率及び期限」を「資金の

貸付の利率、譲受に係る貸付債権の貸付の利率、債務の保証の利率、貸付金の償還期限、譲受に係る貸付債権の回収期限、債務の保証の期間」に改め、「回収の方法」の下に「債務の保証の履行の方法」を加える。

第二十一條第一項中「銀行」を「銀行その他の金融機関で大蔵大臣の指定するもの」に改め、同條第二項中「銀行が」を「前項の規定による大蔵大臣の指定を受けた銀行その他の金融機関が」に、「銀行の」を「銀行その他の金融機関の」に改める。

第二十四條第二項中「貸付金利息、社債の利子、貸付金の利息、社債の利子、債務の保証料」に、「第四十六條第一項」を「第三十七條第一項の規定による借入金の利子、第四十九條の二第二項」に改める。

第三十六條の見出しを「利益金の処分及び国庫納付金」に改め、同條第一項中「これ」を「左の各号に掲げる金額のいずれか多い額」に改め、同項に第一号及び第二号として次のように加える。

納付の手續及びその帰属する会計その他国庫納付金に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十七條を次のように改める。
（資金の借入）
第三十七條 日本開業銀行は、第十八條第一項に規定する業務を行うため必要な資金の財源に充てるため、政府から資金の借入をし、又は外国の銀行その他の金融機関から外貨資金の借入をすることができ、
2 政府は、日本開業銀行に対して資金の貸付をすることができ、
3 第一項に規定する場合を除く外、日本開業銀行は、資金の借入をしてはならない。

第三十九條中「銀行」の下に「その他の金融機関」を加える。
第四十四條第三項中「商工組合中央金庫」を「銀行及び商工組合中央金庫」に改める。

第四十六條の見出しを「復興金融金庫関係の政府貸付金」に改め、同條第二項を削る。
第四十七條の見出しを「復興金融金庫関係の指定日前における法定出資等」に改め、同條第一項中「毎四半期」を「昭和二十七年十二月三十一日までの間において政令で定める日（以下「指定日」という）の前日までに終了する毎四半期」に改め、同項及び同條第二項中「前條第一項」を「前條」に改め、同條第三項中「第四十六條第一項」を「前條」に改める。

第四十八條を次のように改める。
（復興金融金庫関係の指定日における法定出資等）

第四十八條 指定日における第四十六條の政府の貸付金は、第四十三條第一項に規定する日における第四十六條の政府の貸付金のうち百万円に満たない部分に相当するものを除く外、指定日において返済されたものとし、その返済されたものとされた政府の貸付金の額に相当する金額が、指定日において、政府の一般会計から日本開発銀行に貸し出資されたものとする。

2 前項の規定により返済されたものとされるもの以外の指定日における第四十六條の政府の貸付金は、指定日において返済されたものとし、その返済されたものとされた政府の貸付金の額に相当する金額が、指定日において、第三十六條第一項の規定により、準備金として積み立てられたものとする。

第四十九條の見出しを「復興金融金庫の業務の引継に関する細目」に改め、第六章中第四十九條の次に次の二條を加える。
(米國対日援助見返資金特別会計からの私企業に対する貸付に係る債権の承継及び法定出資)

第四十九條の二 政府の米國対日援助見返資金特別会計からの私企業に対する貸付に係る債権で政令で定めるもの及びこれに附随する権利義務は、政令で定めるところにより、日本開発銀行が承継するものとする。
2 日本開発銀行が、前項の規定により、米國対日援助見返資金特別会計からその私企業に対する貸付

に係る債権及びこれに附随する権利義務を承継したときは、その承継した私企業に対する貸付に係る債権及びこれに附随する権利で同特別会計の原簿に登録されているもののその承継の日における帳簿価額の合計額に相当する金額が、第三十七條の規定にかかわらず、その承継の日において、同特別会計から日本開発銀行に貸し付けられたものとする。

3 日本開発銀行は、毎事業年度、前項の政府の貸付金に対し、政令で定める利率、計算の方法及び手續により、利子を支拂わなければならない。
4 第二項の規定による政府の貸付金は、政令で定めるところにより、政令で定める時期において返済されたものとなるものとし、その返済されたものとされた政府の貸付金の額に相当する金額が、当該時期において、政府の米國対日援助見返資金特別会計から日本開発銀行に貸し出資されたものとする。

(米國対日援助見返資金特別会計から承継した権利義務の処理に関する業務)

第四十九條の三 日本開発銀行は、前條第一項の規定により、米國対日援助見返資金特別会計からの私企業に対する貸付に係る債権及びこれに附随する権利義務を承継したときは、第十八條第一項各号に掲げる業務の外、当該貸付に係る債権の管理及び回収に関する業務その他その承継した権利義務の処理に関する業務を行うことができる。

2 日本開発銀行は、銀行、信用金庫、農林中央金庫及び商工組合中央金庫以外の者に対して前項に規定する業務を委託してはならない。
3 第二十一條第二項及び第三十九條の規定は、銀行、信用金庫、農林中央金庫及び商工組合中央金庫が第一項に規定する業務の委託を受けた場合について準用する。
第五十一條第四号中「及び第四十四條第一項」を「並びに第四十四條第一項及び第四十九條の三第一項」に改め、同條第五号中「又は第四十四條第二項」を「、第四十四條第二項又は第四十九條の三第二項」に改め、同号を同條第六号とし、同條第六号中「第三十七條」の下に「第三項」を加え、同号を同條第七号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同條第四号の次に次の一号を加える。
五 第十八條の二に規定する額をこえて債務の保証をし、又は資金の借入をしたとき。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 改正後の日本開発銀行法第三十六條の規定並びに附則第四項から附則第六項までの規定は、日本開発銀行の昭和二十七年四月に始まる事業年度から適用し、日本開発銀行の同年三月に終る事業年度分の利益金の処分、所得税、法人税及び地方税については、なお従前の例による。
3 改正前の日本開発銀行法第四十六條第二項の規定は、昭和二十七年四月に始まる日本開発銀行の事業年度については適用しない。

業年度については適用しない。
4 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第三條第六号中「日本輸出入銀行」の下に「及び日本開発銀行」を加える。
5 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。
第四條第二号中「及び日本輸出入銀行」を「日本輸出入銀行及び日本開発銀行」に改める。
6 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第二十四條第三号中「日本輸出入銀行」の下に「日本開発銀行」を加える。
第七百四十三條第三号中「日本輸出入銀行」の下に「日本開発銀行」を加える。

○西村(逓)政府委員 たいいま議題となりました長期信用銀行法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。
わが国現下の経済事情にかんがみ、長期資金を確保するため、政府は従来とも格段の努力を傾注し、一昨年来政府機関として、日本開発銀行並びに日本輸出入銀行を設立する等、政府資金の活用をはかつて参つたのであります。しかしながら政府機関等による長期資金の供給は、民間機関の行方長期金融等に対して、補充的立場に立つべきものであり、民間金融機関の整備強化が証券市場の育成と相並んで、長期資金の確保のための根本策であると考えら

れます。民間機関による長期資金の供給に關しては、従来銀行等の債券発行等に関する法律により銀行等に対し債券発行の特例を認めまして、その充足をはかつて参つたのであります。最近における欧米諸国の事例並びにわが国制度運用の経験等に徴し、銀行の制度としては、その業務の分化により、一面長期資金等の円滑な供給を確保するとともに、他面預金者の保護に万全を期し、あわせて普通銀行の融資面における負担の軽減に資すること

以上、簡単に内容の基本となる点を申し上げます。
第一に、長期信用銀行を制度として確立することについて、各界有識之士にはかり検討を進めて参つたのであります。今般ここに成案を得、法律案として御審議を願ひ運びとなつたのであります。
以下、簡単に内容の基本となる点を申し上げます。
第一に、長期信用銀行業務を営もうとする者は、大蔵大臣の免許を受けなければならないこととし、かつ資本の最低額を五億円と定めること等によりまして、その規模の適正と内容の堅実をはかることといたしました。
第二に、長期信用銀行の業務は、設備資金または長期運轉資金に関する貸出しを主とし、なお不動産担保の長期金融のほか、有価証券の応募、引受、その他の業務を認めたる反面、預金の受入れ、短期資金に関する貸出しの制限を行つ等、その業務上の特色を明確にし、機能の發揮に遺憾のないよういたしましたのであります。

第三に、資金源といたしましては、預金の受入れにかわるべきものとして、債券発行につき特例を認め、資本及び準備金の二十倍までを限度とし、所要資金の確保をはかることといたしております。

第四に、本法の施行に伴い、銀行等の債券発行等に関する法律を廃止することといたしておりますが、制度切りかえの円滑をはかり、かつ新長期信用銀行の育成をはかる等のため、所要の規定を置いております。

第五に、新制度実施のため、準備に多少の時日を必要といたしますので、この法律の施行は、公布後一年以内において、適当な時期に政令で定めることといたしております。

以上が長期信用銀行法案の趣旨並びにその概要であります。

次に国民貯蓄債券法案につきましても、その提案の理由を御説明いたします。

独立後のわが国経済の自立をはかるためには、資本の蓄積がきわめて重要であることは、申すまでもないこととあります。これがため、政府におきましては、従来とも国民貯蓄の増進をはかる目的のもとに、各般の施策を講じて参つたのでありますが、その一環として、新たに無記名で簡便な国民大衆の趣向に適した債券として、国民貯蓄債券を政府が発行することにより、浮動購買力を吸収するとともに、これによつて得た資金を、電源の開発を中心とする資源の開発及び経済再建に緊要な産業の建設資金の一部に充てることを目的として、本法案を提出した次第であります。

第一に、この債券の発行主体及び発行限度につきましては、政府が直接発行することとし、その発行は毎年度純増が百億円を越えない限度にとどめることといたしました。さしあたり二十七年年度においては初年度として純増六十億円を予定しております。

第二に、この債券の発行による収入金は、資金運用部資金として管理することとし、発行及び償還に関する経費は、資金運用部特別会計において負担することといたしております。

第三に、この債券の発行条件は、無記名式で、割引の方法により売り出すものとし、額面金額は一万円以下となつておりますが、さしあたり実行上は売出し額が一千万円以下のものを中心に行きたいと考えております。

償還期限は五年といたしますが、発行後一定の期間を経過したるものについては、所持人の請求に応じて買上げ償還ができるようになつております。なおこの債券の応募者平均利回りは、一般金利水準と権衡を失しないように定めることといたしております。

第四に、この債券の売りさばき、償還及び買上げに関する事務並びにこの債券の増進の支拂いに関する事務は、主として郵便官署で取扱うことといたしておりますが、相互銀行、信用金庫、その他政令で定める金融機関及び証券業者も、大蔵大臣からの委託を受けて、この債券の売りさばきに関する事務を取扱うことができるようにいたしております。

第五に、この債券の発行による収入金相当額は、資金運用部において、資源の開発その他経済の再建に緊要な産業の建設の建設のため必要な資金を供給するため、資金運用部資金法の規定により運用することといたしております。

以上が国民貯蓄債券法案の提案の理由であります。

次に貸付信託法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

わが国現下の経済事情にかんがみ、資本の蓄積をはかり、電源開発資金その他緊要な長期資金の円滑な供給をはかるため、政府は金融制度の整備をはかることといたし、国民貯蓄債券の発行、無記名定期預金の実施等各般の措置を講じて参つたのでありますが、今回新たに貸付信託制度を設け、貸付信託の受益権を受益証券に化体することといたし、受益者の保護をはかることにより、一般投資者による産業投資を容易ならしめ、もつて資本蓄積の目的を達成する一助たらしめるため、この法律案を提出いたしました次第であります。

内容の概略を申し上げますと、第一に、貸付信託は、一個の信託約款に基づき、多数の委託者が信託した金銭を、信託約款に定められた特定の目的に合同して運用する金銭信託でありまして、その受益権は、受益証券により表示することといたしました。

第二に、受益者の保護をはかり、信託財産の運用の適正を期することといたし、信託財産が予定せられた緊要産業に運用されることを確保するため、信託約款及びその変更については、あらかじめ大蔵大臣の承認を要することといたしております。なお、受益者の保護をはかるため、信託約款変更の場合において、受益証券の権利者が買取り請求をした場合、受託者は固有財産をもつて買取りなければならないことといたしました。

第三に、受益証券は、受益者の請求により記名式とする場合は、無記名式とする場合にも、受益証券の譲受者は、委託者の権利及び義務を承継することとして、投資に便ならしめることとしております。なお利益の配当に對しては百分の二十の源泉課税にとどめております。

第四に、貸付信託の信託の期間は二年以上といたしておりますが、受益証券の消化を容易にし、この制度の普及をはかるため、この法律施行後一年を限り、その期間を一年以上とすることといたしました。

第五に、受益証券の消化を容易にするため、長期資金の融資先の資金の安定をはかるため、信託契約の解除にかえて、信託会社が一年のすえ置き期間を置き、その固有財産をもつて受益証券を買取り得る道を開いております。

第六に、信託会社の経営の安定を確保し、同時に信託財産の保全をはかるため、元本に損失を生じた場合にこれを補填する契約をしたときは、その補填に充てるため、その収益のうちから、特別留保金を積み立てることを義務づけることといたし、元本に損失を生じた場合に限り、これをとりくずすことができることといたしております。

最後に、受益金の有価証券化に伴い、必要とする信託法の規定の特例など、必要な規定を設けようとするものがございます。

以上が貸付信託法案の提案理由であります。

次に日本開発銀行法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

日本開発銀行は、長期産業資金の供給により、わが国経済の再建及び産業の開発を促進することを目的として、昨年四月二十日米対日援助見返資金特別会計からの出資金百億円をもつてつくられましたが、その後における融資状況等にかんがみまして、一般会計からの出資金七十億円を加えましたほか、去る一月十六日には復興金融庫の権利義務を承継し、その元利回収金を再投資し得る道を開いたのであります。

しかしながら、わが国経済の現状を考へますときは、日本開発銀行の業務は、今後なお一層その重要性を増すものと認められますので、このたびその資本金を増加するとともに、これに資金の借入れの機能を与えるほか、事務活動全般につきこれを擴充する措置を講ずることとしたのであります。

以下その要点を申し上げます。

第一に、資力の充実及び資本構成の適正化をはかるため、その資本金を三百億円に増加するとともに、復興金融庫から承継した資産に見合ふ政府借入金八百五十二億二千万円を出資金に振りかえることとしたのであります。

第二は、従来の融資がわり業務に改善を加えたほか、新たに開発資金に関する債務保証業務を行い得るようにした点でありまして、将来これにより開発資金に関する外資の受入れが促進されるものと期待しております。

第三に、業務の擴充に即応し、その資力の充実に資するため、政府からの資金の借入れ及び外国からの外貨資金の借入れを認めることとした点であります。明年度におきましては、米対日援助見返資金特別会計から四十億円

の借入れをすることとしたしております。

第四に、政府資金の統一的、効率的運用を期するため、将来適当な時期に、米国対日援助見返資金特別会計から、その私企業に対する貸付債権及びこれに付随する権利義務を承継することとした点であります。しかししてその際右の承継債権に相当する金額が、同特別会計から日本開発銀行に対して貸し付けられ、将来さらに適当な時期にこれを出資金に振りかえることができることとしたのであります。

第五に、その利益金の一定割合を国庫に納付させることとし、これに伴い法人税等の非課税の取扱いをする事としたしました。

以上が日本開発銀行法の法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の提案理由でございます。

以上四案につき何とぞ御審議の上、御賛成くださらんことをお願い申し上げます。

○佐藤委員長 なおこの際西村大蔵政務次官の御説明を補足して、右四案についての詳細なる説明を行うため、銀行局より発言を求められておりますので、これを許します。大蔵省銀行局長行課長大月高君。

○大月説明員 最初に長期信用銀行法案につきまして、條文を追ひまして簡単に御説明を申し上げます。

第一條はこの法案の目的でございます。おまな点は二つございまして、一つは、長期金融の円滑をはかるといふことございまして、現在債券発行法に基づきまして、一部の銀行は債券資金により長期の金融を行つておるわけでありまして、この制度の運用の実態か

らいたしまして、新しく長期信用銀行という制度を設けまして、この長期金融の円滑化をはかる方が適當であるといふ結論に達いたしましたので、この制度を立てたというわけでございます。それから第二点といたしましては、銀行業務の分化により金融制度の整備に資するといふことございまして、一つは、長期金融を専門に実行いたします長期信用銀行といふものを、普通銀行から分離することによりまして、この新しい銀行が長期金融に専念する。他面長期の分野の責任を軽減されました。普通銀行の側におきましては資産の流動性を高めることができる。この結果短期の預金を持つております銀行といたしまして、預金者の保護といふ点において、一步の前進を示すこととなるわけでありまして、現在一般の銀行がオーバー・ローンといふことで、いろいろ非難を受けておるわけでありまして、これも一つの原因は、普通銀行が長期の金融をやらなくてはならないといふところにあるわけでございます。その負担をできるだけ軽くしたいという意味も入つておるわけでありまして、そうして銀行の制度といたしまして、長期に専念する銀行と、主として短期の金融をやる銀行と、こゝろふりに機能を分化したいといふのが、この制度の目的でございます。

第二條は長期信用銀行定義でございます。第四條の規定によつて大蔵大臣の免許を受けたものを長期信用銀行といふことでございます。

第三條は、この長期信用銀行は、仕事の性質といたしまして相當の自己資本を必要といたしますので、普通の銀行以上に、最低資本金を五億円といふことに規定いたしてあるわけでございます。

第五條におきましては、商号の規定といたしまして必ず銀行といふ名前をつけるように、こゝろでございます。

それから第六條はこの法律のもとになる規定でございます。長期信用銀行の業務に関する規定でございます。長期信用銀行は、最初に申し上げますように、主として設備資金または長期運轉資金に関する貸付をなす銀行でございます。第六條の條一号にその意味を掲げたわけでございます。ただこれが本来の仕事でございます。

この銀行の性格といたしまして、片一方は短期の金融市場にまたがり、片一方は証券市場につながるものでありまして、その中間に位置して長期資金を保管して行く、こゝろいう意義がございます。味のある程度におきましては広い性質上適當である。そういう意味からこの二号が掲げてあるわけでございます。ただ趣旨といたしましては、現在ございます証券業者と競争をするといふのが趣旨ではございませんので、お互いに相提携して補充作用をなすといふ意味におきまして、証券業者の本来の仕事でございます有価証券の売買、あるいはいわゆるアンダーライティングと言われております引受の業務等はしない。しかし必要の限度において証券業務に關與するといふことを、現わしておるわけでございます。それから資金源といたしましては、債券の発行の特権が認められております。一般の銀行と競争を避けますために、預金の受入れに關しまして制限が設けてあるわけでありまして、困もしくは地方公共団体からの預かり金は別でありまして、それから現に融資をいたしております先、あるいは第五号にございまして、上に、社債の募集の受託を受けます場合の相手の会社、そういうような取引先から受けます預金だけは例外といたす、こゝろいう意味であります。預金の受入れの制限といたしましては、一般銀行と競争しないといふ意味と、もう一つはこの銀行の性格といたしまして、長期の貸出しに重点を置きますので、短期の資金源である預金は、なるべくとらさない方が適當である、こゝろいう配慮が含まれてあるわけであり

第四條に参りますと、第一項におきましてこの銀行の性格を明瞭にいたしておるわけでありまして、現在の銀行法によりまして、第一條におきまして、預金の受入れとあわせて貸付及び手形の割引をなすものを、銀行といふよりよりになつておりますが、それに対してこの長期信用銀行は、預金の受入れでなくして、債券の発行によりまして資金を得て、そうしてその金を設備資金または長期運轉資金に關する貸付にまわすといふことが、特質でございます。また、その特徴を第四條に明らかにいたしたわけでありまして、そういう特別の任務を持つております銀行は、この法律によりまして大蔵大臣の免許を受ける。その免許を受けた結果、第二條の規定によりまして長期信用銀行といふレッテルを張る、こゝろでございます。

この銀行の性格といたしまして、片一方は短期の金融市場にまたがり、片一方は証券市場につながるものでありまして、その中間に位置して長期資金を保管して行く、こゝろいう意義がございます。味のある程度におきましては広い性質上適當である。そういう意味からこの二号が掲げてあるわけでございます。ただ趣旨といたしましては、現在ございます証券業者と競争をするといふのが趣旨ではございませんので、お互いに相提携して補充作用をなすといふ意味におきまして、証券業者の本来の仕事でございます有価証券の売買、あるいはいわゆるアンダーライティングと言われております引受の業務等はしない。しかし必要の限度において証券業務に關與するといふことを、現わしておるわけでございます。それから資金源といたしましては、債券の発行の特権が認められております。一般の銀行と競争を避けますために、預金の受入れに關しまして制限が設けてあるわけでありまして、困もしくは地方公共団体からの預かり金は別でありまして、それから現に融資をいたしております先、あるいは第五号にございまして、上に、社債の募集の受託を受けます場合の相手の会社、そういうような取引先から受けます預金だけは例外といたす、こゝろいう意味であります。預金の受入れの制限といたしましては、一般銀行と競争しないといふ意味と、もう一つはこの銀行の性格といたしまして、長期の貸出しに重点を置きますので、短期の資金源である預金は、なるべくとらさない方が適當である、こゝろいう配慮が含まれてあるわけであり

第八條以下は、この銀行の資金源に關する規定でございます。債券の發行に關する條項でございます。これは現在あります銀行等の債券發行等に關する法律の規定を、ほとんど内容において同じものを持つて来たわけでありまして、若干異なつております点は、一つは現行法におきましては、この發行いたします債券に増徴金をつけ得ることになつておるのでありますが、最近の射撃心をそそらないようにといふ方針からいたしまして、増徴金はつけないうことになつております。その他登記の方法等におきまして、若干の條文上の変更がございますが、実体的な問題はございません。このうち債券發行に關する事項は、第八條から第十三條まででございます。

第九條は、この銀行の性質にかんがみまして、債権を確保いたしますために、一つは確實な担保を徴する必要があるといふこと、それから一つは、分割弁済といふことを考へて、債権の確保及び弁済の確保を十分にするようにいふことを書きました精神的な規定であります。

この銀行の性格といたしまして、片一方は短期の金融市場にまたがり、片一方は証券市場につながるものでありまして、その中間に位置して長期資金を保管して行く、こゝろいう意義がございます。味のある程度におきましては広い性質上適當である。そういう意味からこの二号が掲げてあるわけでございます。ただ趣旨といたしましては、現在ございます証券業者と競争をするといふのが趣旨ではございませんので、お互いに相提携して補充作用をなすといふ意味におきまして、証券業者の本来の仕事でございます有価証券の売買、あるいはいわゆるアンダーライティングと言われております引受の業務等はしない。しかし必要の限度において証券業務に關與するといふことを、現わしておるわけでございます。それから資金源といたしましては、債券の発行の特権が認められております。一般の銀行と競争を避けますために、預金の受入れに關しまして制限が設けてあるわけでありまして、困もしくは地方公共団体からの預かり金は別でありまして、それから現に融資をいたしております先、あるいは第五号にございまして、上に、社債の募集の受託を受けます場合の相手の会社、そういうような取引先から受けます預金だけは例外といたす、こゝろいう意味であります。預金の受入れの制限といたしましては、一般銀行と競争しないといふ意味と、もう一つはこの銀行の性格といたしまして、長期の貸出しに重点を置きますので、短期の資金源である預金は、なるべくとらさない方が適當である、こゝろいう配慮が含まれてあるわけであり

第十四條以下は、現在銀行法にございませぬ各種の合併等の場合、あるいは目的を変更いたしまして、ほかの会社になる場合、そういうような場合の特例に準じたものでございまして、特に御説明するところはございませぬ。

第十八條は、長期信用銀行は、銀行法にいう銀行ではないわけにございませぬが、しかしほかの法律におきまして、税法その他に銀行と書いてあるところは、同じ取扱ひを受けるのだという事を明らかにいたしまして、十七條におきましてはその性格上、銀行法の規定で準用し得るものを、準用してあるわけにございませぬ。おもなる規定は主として監督の規定にございまして、検査をする、あるいは報告をとる、そういう規定が全部準用になるわけにございませぬ。

附則の中で重要な問題は、一つはこの法律の施行が、公布の日から一年以内で政令で定める日ということにございませぬ。これはこの法律の施行の準備をするための必要期間を、規定いたしておるわけにございませぬ。

第二項は、現在債券を発行いたしておりませぬ銀行は、御存じのように日本興業銀行と日本勧業銀行、北海道殖産銀行の三行にございませぬが、この三行の中のいずれかが、この法律に基く長期信用銀行になりたいという希望を持つておりませぬ場合には、特にむづかしい手続をとらないで、希望があれば簡単に免許するということに、規定いたしたわけにございませぬ。

第四項は、この法律の施行と同時に、債券発行法を廃止するという趣旨にございませぬ。ただ御存じのように、現在債券発行法に基きまして、見返り

資金から優先株が出ておりますので、その優先株が最後に償却になります。これは、なおその規定を生かしておくと、いう趣旨にございませぬ。

それから第七項及び八項は今後、現在債券を発行いたしております銀行が、長期信用銀行になります。つきまして、あるいは新銀行が旧銀行から債券を承継するというような場合も、考えられるわけにございませぬ。あるいは新たに銀行が設立される場合もあるわけにございませぬ。そういう場合に初期の間、あるいは債券を譲り受けた当分の間、資金源において不円滑ということがないように、経過規定を置いたわけにございませぬ。第十項以下は、長期信用銀行と優先株との関係にございませぬ。当分の間、国が優先株を引受けることができるということに規定いたしたわけにございませぬ。ただ、その引受けたいは、このたびは商法上の優先株にいたしたいわけにございませぬが、その内容につきましては、現在出ております優先株と同じ内容を有するものを引受けたい、そういう趣旨の規定にございませぬ。

第十四項、第十五項は、現在農林中央金庫と商工組合中央金庫は、債券発行法によつて、債券を発行いたしておりますが、それがなくなりませぬので、再び現在の農林中央金庫法、商工組合中央金庫法が復活いたします。その場合に、債券の発行限度が自己資本の十倍となつておりますので、これをこの長期信用銀行と同様に、自己資本の二十倍ということに改めたいというわけにございませぬ。第十八項は、租税特別措置法で、現在銀行等の債券発行等に関する法律によりまして、見返り資金の持つております優先株の配当につ

きまして、免税措置が講ぜられておりますのを、そのままこの新長期信用銀行にも適用したいというわけにございませぬ。それから資産再評価法の関係にございませぬ。債券発行法が廃止になりますので、それに関する條文を削つたというので、第十九項にございませぬ。

次に貸付信託法について御説明申し上げます。

○佐藤委員長 ちよつとお待ちください。——ただいま金融関係諸法案について銀行局から説明を聴取いたしておりますが、時間の都合で、この際佐久間委員からの発言を許可いたします。

○佐久間委員 私は、給與所得者に対する年末調整のことで、ちよつとお尋ね申したいと思つております。昨年末の給與所得者に対する年末調整で、確定申告の現額より高額の税金を徴収しておる事実があるのではありませんか。これに對しては、関係当局の説明によると、手違ひは税額表の作成の際に、所得額の段階を細分しなかつたため、中には確定申告より税額の低い人もあることだから、特に過納になつておる人は、各個人で確定申告すれば、過納額は還付するから問題はない、こういうような回答を與えておるものでございませぬ。しかしこれは、確定申告の提出を要しないということにきめたそのねらいといふものは、納税者の便宜と徴収事務の簡素化をねらつたところでありませぬが、依然としてそういう手続をとらなければ還付しない、こういうやうなぐあひになつておるとすると、ここに非常に矛盾が見られるのでございませぬ。今後これに對して当局は、どういふ考えを持つて対処せられて行くのでございませぬか。この点をひとつ御説明いた

たいと思つております。

○原説明員 たゞ、お話が出たことと思つて、ただいま御指摘になりましたやうな事柄が起るに至りました事情については、あらためて申し上げることを避けたいと思つております。私国税庁で執行面の仕事に當つておるもので、その立場におきましては、年末調整によつて調整せられた免稅額といふものが、確定申告すれば安くなるという場合には、確定申告をしていただければお返しできるということしか、申し上げられないのでございませぬが、さらにこれを、主税局の問題になるわけにございませぬが、立法面に移して考えますならば、ただいまの税法の別表にありませぬやうな事柄は、相当多数の人について起るごくわずかな差額であります。それが多数の人に對して起つて、一々確定申告しなければ返せないといふやうな現在の法律構成といふものは、いかなるものであるかといふことを考えますならば、その面において調整を要する向きがあるのではないかと、いふやうに、考えておる次第にございませぬ。

○佐久間委員 これに對する非難の焦點は、税務署におきましては、不足額に對しては非常に強硬にこの徴収をせられる。ところが反面において過納の場合には、いろいろ煩雜な手続をしなければ還付されぬ、こういうところにあるのだと思つておるものでございませぬ。つておつても過納になつておることがわかれば、どしどしそれは還付する方が立てて行くのが親切なやり方ではないか、こういうことを申しておるのではありませんか。この点をひとつお考え願ひたい。それともう一つは、還付が

まく行われておらないために、その結果が地方税の側に不公正な課税がし寄せになつて来る、こういうことを言つておるのであります。しむ寄せといふのは語弊がありますが、とにかく地方税がその間違つた税の比率に對してかけられるわけにございませぬから、自然地方税が高くなつて来る、こういう事実なのであります。それに對しましてはここに陳情書が提出されておるのであります。これは單なる一町村の統計によるものでありますけれども、相當の開きがここに出てるわけにございませぬ。そこでこれは非常に政治面の暗いところである。やがてこれは純情な國民がこの真相を知つたときには、税に對する危懼の念を持つに至るであらう。そのためにせつかくの政府のとられておる税に對する根本の精神を、國民が誤解するやうな結果を招致する重大問題ではないかといふことでもあります。陳情書の内容を検討してみますと、そういうやうな危懼が感られておるのであります。ただ單に一町村の問題ではなくて、大きく政治的にこれは考えられなければならぬ問題だ、こういうやうに思つておるものでございませぬ。関係当局におきまして、十分これを御研究になられて、早急に善処せられるやうな方途を講ぜられるやうに、強く要望申し上げたいのであります。

○原説明員 先ほど問題になりました年末調整関係のは、そういう次第でございませぬから、何か立法的にでも御処置を願ひたいといふやうに考へておるのであります。還付の問題一般につきましては御要望のありました点、つまり早く正確にお返しするといふことにつきましては、年來そのつもりで努力

をいたしておるつもりでありませんが、まだ、ただいまのような御非難をこらむる実情にありませんことを、重ねて恐縮に存しておわび申し上げます。なおこれがもととなりまして、地方税の面におきまして、納税者が間違つた去年の課税をもとにして、ことしの住民税なり何なりを課税されるという点の救済につきましては、できる限り御要望に沿うように善処いたしたいと思つております。もちろん納税者から申出がありましての場合に、すぐ右から左にその通りというわけには参りません。やはり一応の調べをして、複雑なケースの場合には、相当の時間がかかるというふうな場合もございますし、一方地方税の賦課というものは時期の制約がございますので、ある時期で踏切りをつけねばならぬというふうなことがございますけれども、御要望の点はまことにござつともと思つております。自治庁、財政委員会の方とも十分連絡をとりまして、善処いたしたいと思つております。

○佐藤委員長 それでは引き続き銀行局よりの補足説明を聴取いたします。銀行局銀行課長大月説明員。
○大月説明員 それでは引き続きまして貸付信託法案について御説明申し上げます。

御存じのように、現在信託会社におきましては、金銭信託を受入れまして、これを主として長期の産業資金として流して、利殖をはかつて、そして信託の受益権者にそれを分配しておりますのでありますが、この信託の制度に、有価証券の形態をもつて有価証券の制度を導入しようというのが、全体の目的でございます。信託の受益

権を有価証券に化体するということが、これによりまして投資を容易にする。その結果集まりました金を、電源の開発その他重要な産業の長期資金としてまわしたい。これがこの法案の考え方でございます。

第二條は定義でありまして、大きなポイントが三つございます。一つはこの貸付信託の制度におきまして運用いたしまする金銭は、合同運用の金銭信託の一種であるということでありまして、第二点は、これを運用する方法といたしましては、現在ございませぬ証券投資信託と異なりまして、株式社債にこれを運用するのではなくして、主として貸付または手形割引の方法で運用するということでありまして、これがこの法案の名称である貸付信託の趣旨でございます。第三点は、受益権を有価証券によつて表示する。これだけのことであります。

第三條は、こういう種類の貸付信託を發行いたしますにつきまして、信託約款について大蔵大臣の承認を要するということにいたしまして、この内容を監督いたしましたわけでありまして、信託会社はこの承認を受けました信託約款に基いて、個々の信託契約を結ぶわけでありまして、

第五條は、信託会社がその承認を受けました信託約款を変更しようといひます場合、やはり大蔵大臣の承認を要するということでありまして、最初の約款の承認と同じ精神でございます。ただ途中で信託約款の変更がございませぬ場合には、現在受益証券を持つております人といひましては、最初に予期しなかつた事態が起るわけでありまして、その場合には約束が違

といたことで、もし不満足ならば信託会社にその受益証券を買い取つてくれということを、要求することができると。それが第六條の規定でございます。

それから第八條の規定は、その受益証券の性質を表現いたしておるわけでありまして、主として無記名といひまして、その受益権の譲渡及び行使は、この受益証券をもつてすることを要する。たゞもし紛失のおそれ等を心配いたしましたして、記名式にしようとする希望がございませぬならば、これは記名とすることができ、こういうことでもあります。

それからこの受益証券を持つておる人の地位でございますが、これは第十條に規定いたしてございまして、受益証券を持つておる人は受益者であり、かつ委託者である。そして受益証券を譲渡いたしますと、委託者としての権利義務も同じく転々をする。こういうことにいたしまして、受益証券を持つておる人の利益の保護をはかつておるわけでありまして、

第十一條におきましては、もしも受益証券を持つておる人が、何らかの資金の必要がございまして解約をいたしたいという場合に、その解約は認めませんで、そのかわりに信託会社に買い取つてもらえる、そういう規定でございます。

それから第十二條は、信託財産の運用の規定でございます。一般の合同運用の金銭信託は、現在信託会社ごと一本となつて運用されておるのであります。ところが、この貸付信託におきましては、たとえはこれは電源開発のためであるとか、あるいは造船のためである

とか、そういう目的を明示いたして募集するわけでありまして、ほかの信託財産とは別個に運用する必要があるというところを、規定いたしておるわけでありまして、

第十四條は特別留保金の規定でございます。もし信託会社がこの貸付信託につきまして、元本がかりに貸倒れになつた場合に、これを補填いたすという約束をしております場合には、場合によつては信託会社の本来の財産をそのなりおそれがあるわけでありまして、それに備へますために毎期一定の金額を特別留保金として積み立てて、その準備にいたしておきたいというわけでありまして、従つてこの特別留保金は何らかの貸倒れという危険が現実になつた場合に貸倒れと取りかへせる。それからこの貸付信託の終期が参りました場合にのみとりかへせる。こういうことになつておるのであります。

最後に附則でございますが、この貸付信託の制度は、受益証券の期間として最低二年というものを考へております。当分消化を容易にいたしますために、試験的にこの法律の施行後一年を限りまして、一年の受益証券も出せるということにいたしたわけでありまして、それからこの貸付信託に基きます受益証券は、現在ございませぬ証券投資信託の受益証券と同様に扱いたいわけでございます。源泉課税を二〇%といたしましては、外資の導入の対象となし得る、こういう規定を附則に置いたわけでございます。簡潔でございますが……。

○佐藤委員長 続いて説明員、資金運用課長高橋俊英君。
○高橋説明員 国民貯蓄債券法案につ

きまして、先ほどの提案理由で述べましたところに補足いたしました。御説明申し上げたいと思つております。

第一條には目的が掲げてございませぬが、今日の情勢におきまして国民貯蓄の増強が非常に必要であるということについては、あらためて申し上げる必要もないと思つて、他方資金の需要面から考えまして、相当大規模の電源開発等を行う必要がある情勢におきましては、できるだけ多くの資金を吸収しなければならぬという要請がございませぬ。そういう條件も考慮いたしまして、今までの貯蓄手段のほかに、必ずしも目新しいとは申せませぬけれども、最近行つていないところの方法でもつて資金の吸収を促進したい。これが国民貯蓄債券というものを考えました理由でございます。これにつきましましてはやはり臨時金融制度懇談会におきまして趣旨を説明いたしまして、大蔵大臣の御了解を得ておるのでございませぬ。この貯蓄債券と申すのは、すでに過去において大きくわけまして、三回發行されております。最初は日露戦争当時、それから関東大震災のあとに於いて、復興貯蓄債券というものを發行いたしましたことがございませぬ。それから日華事変が始まりましたから、貯蓄債券、それがさらに戦時に及んでおりました。その間には貯蓄債券はございませぬが、戦時債券といふもの、あるいは福券といふような、これに似たような種類の債券が相当多額に当時としては發行されて、国民貯蓄の増強に役立つたことがあるのであります。わが国のみでなしに、これは貯蓄債券といふ名前でも、やはり外国にも行われておる例がございませぬ。今

同の貯蓄債券は、多少今までのと趣を異にしておる点がございませう。その中の一つは第二條に掲げてありますように、政府が直接発行することになつておりました。従来のもは当時特別銀行でありました勸業銀行にたせました。発行によつて得た資金は全部當時の大蔵省預金部に預入する、こういう建前をとつておつたわけでありませう。これを使う面から申しますと、やはり当時も預金部資金として使つておりましたので、その点においてはかわりはございませうが、発行主体が今度直接政府になつた点が違つておるのであります。これは勸業銀行もすでに一般の銀行と相なつておりました。特別銀行ではありませんので、こういうふうにしたわけはございませう。そこでこの貯蓄債券発行をいたすゆゑは、国民貯蓄の増強でございませうが、全部とは申さぬまでも、でき得べくんば他の貯蓄の手段によつてすでに吸収されておる。あるいは今後吸収されるのであろうというふうなものに食い込んで、その横流れというふうな形で集まつたのでは意味が薄うございませう。で、そういう点を考慮した点が二、三ございませう。まず第一には発行の制限でございませう。発行高をあまり大きくしては、かえつて共食いの形になつて弊害がある、かような考えで、その発行高は毎年度純増百億円にとまる範囲でなければならぬかように規定したわけにございませう。なおその他にも條件を、割引歩合あるいは割増歩合といった、応募者側から見た條件が、他の一般の金利水準と権衡を失しないように、定めなければならぬという点を規定しております。これは第四條の

第六項にその点が規定してございませうが、かようなことも、他に對する影響を及ぼしてはならないという趣旨でございませう。

それからこの債券は国が発行いたしますので、理論的には国債には相違ございませうが、通常の国債にいたしますと、償還の際において国債整理基金特別会計を通ず。その発行、償還が、すべて予算に計上されなければならぬというふうなことになる。運用する場合には、事務上不都合なことがございませう。この債券は法律の性質としては国債ではあるが、通常の国債の扱いはしないということにしたわけにございませう。そしてその資金はそのままにだちに資金運用部資金となる。ただいまの資金運用部資金は、預託金と資金運用部特別会計自身の積立金、余剰金からなつておりました。その他にはないわけにございませうが、今度発行する貯蓄債券の資金は、ただちにこれも資金運用部資金の中に入る、かようにしておるわけにございませう。従つてその発行あるいは償還に要するところの経費は、資金運用部特別会計の負担として、その会計の歳出とするというところを、規定してあるわけにございませう。

なおおまかいこととございませうが、たとえば、千円で発行した千円百円に償還をするということになりました場合に、その売上金に相当する千円の部分は、資金運用部資金になりまして、償還の場合には、元の売上げ価格であるところの千円は、資金運用部資金から拂い出すし、額面とその売出し価格との差額は、資金運用部特別会計の歳出となる、かような区わけになる

わけでありませう。それからこの債券の条件でございませうが、額面金額については、零細な資金を吸収の対象とするという意味におきまして、高額なものは避けたいと思ひますので、一万円以下ということにしておりました。実行上は、先ほども提案理由で申し上げましたように、売出し価額千円くらいのもを中心としたしまして、必要があれば売出し価額五千円程度のものを、若干加えるという程度にとどめたいと思ひておりました。償還期間につきましても、ただいまの金融情勢から申せば、長いほどよいと言ひながら、あまり長ければ売ることが非常に困難になりますので、これらを考慮いたしまして、五年ということにいたしました。利よつて売出すというにしておりませう。従ひましてその割引の差額——割引較差金と申しますが、それには税が一応かからないというふうにいたしました。金をお付するということもできるやうに、法律の上では規定いたしてございませうが、実行上は、さしあたりこの割引の差額を付した債券は発行しない、確定な割引差額、つまり利回りを得るところの債券だけでやつて行きたいというふうな、考へておるわけにございませう。

それから従来の例によりませうと、償還期限が非常に長い場合に、途中ででもうしても売らなければならぬものも生ずるわけでありませう。その場合に、国が買上げの制度をやらなければ、これを証券業者その他の金融機関等に売ることになる。そういたしますと、非常に価額が安くになりますので、従つて売出しに困難を感ずる。そういうことから、中途で償還満期に至らぬ前に買上げという制度を設けたいと思ひます。これに關しましては、具體的には政令で定めることになつておりますが、最初からだちに買上げを經過したものは、だんだんに償還満期が近づくと、有利な利回りになるやうな価額で買ひ上げ、こういうふうにしたしております。

売りさばきにつきましては郵便官署が中心になりまして、大部分は郵便官署で売ることになると思ひますが、なおいわゆる庶民金融機関といわれませう相互銀行、信用金庫等には、この売りさばきの事務だけは行はせたいと思ひます。きましては売りさばきとともに、償還も、また中途における買上げも行うことになつております。

次は第七條における国民貯蓄債券收入金の運用、これは第一條の目的と見合つておるのであります。資金運用部資金とありませうけれども、それに見合ひ金額は、主として電源の開発を中心とする資源開発、その他の緊要な産業施設に用いることになつております。實際問題といたしましては、当分の間電源開発はほとんど全部がまわることになると思ひますが、二十七年年度の運用の計画といたしましては、六十億の純増になる売上げを行ひまして、一方電源の開発資金として六十億の運用を予定してあるわけにございませう。

以上がおもな点でございませうが、その他十一條におきまして、国債に關する法律等を適用しないということになつております。まず第一点は、開発銀行の資本を改訂する法律案につきまして、先ほど政務次官から内容につきましては大体御説明がございませうしたのですが、若干敷衍いたしましてつけ加えておきたいと思ひます。

附則の方は、この債券の取扱いに關連いたしまして、設置法をかえる、あるいは特別会計法の一部を改正する、そういう必要がございませうので、つけ加えたわけにございませう。

〇田中委員 次は銀行局總務課長福田久男君。

〇福田委員 日本開発銀行法の一部を改正する法律案につきまして、先

まず改正の第一点は、開発銀行の資本を改訂する法律案につきまして、先ほど政務次官から内容につきましては大体御説明がございませうしたのですが、若干敷衍いたしましてつけ加えておきたいと思ひます。

これは開発銀行の資本構成を是正いたしまして、今後開発銀行へ外資の導入をする場合等を考えますと、対外的に信用を高めるといふことの補助にしたいといふことが、おもな点でございませう。現在資本金が百七十億円でございませうが、昭和二十七年年度におきまして、百三十億円を一般会計から出資することになつておりましたので、合計いたしまして三百億円になるのでございませう。そのほかに復興金融公庫が

と、非常に価額が安くになりますので、従つて売出しに困難を感ずる。そういうことから、中途で償還満期に至らぬ前に買上げという制度を設けたいと思ひます。これに關しましては、具體的には政令で定めることになつておりますが、最初からだちに買上げを經過したものは、だんだんに償還満期が近づくと、有利な利回りになるやうな価額で買ひ上げ、こういうふうにしたしております。

〇福田委員 次は銀行局總務課長福田久男君。

〇福田委員 日本開発銀行法の一部を改正する法律案につきまして、先ほど政務次官から内容につきましては大体御説明がございませうしたのですが、若干敷衍いたしましてつけ加えておきたいと思ひます。

これは開発銀行の資本構成を是正いたしまして、今後開発銀行へ外資の導入をする場合等を考えますと、対外的に信用を高めるといふことの補助にしたいといふことが、おもな点でございませう。現在資本金が百七十億円でございませうが、昭和二十七年年度におきまして、百三十億円を一般会計から出資することになつておりましたので、合計いたしまして三百億円になるのでございませう。そのほかに復興金融公庫が

と、非常に価額が安くになりますので、従つて売出しに困難を感ずる。そういうことから、中途で償還満期に至らぬ前に買上げという制度を設けたいと思ひます。これに關しましては、具體的には政令で定めることになつておりますが、最初からだちに買上げを經過したものは、だんだんに償還満期が近づくと、有利な利回りになるやうな価額で買ひ上げ、こういうふうにしたしております。

〇福田委員 次は銀行局總務課長福田久男君。

〇福田委員 日本開発銀行法の一部を改正する法律案につきまして、先ほど政務次官から内容につきましては大体御説明がございませうしたのですが、若干敷衍いたしましてつけ加えておきたいと思ひます。

これは開発銀行の資本構成を是正いたしまして、今後開発銀行へ外資の導入をする場合等を考えますと、対外的に信用を高めるといふことの補助にしたいといふことが、おもな点でございませう。現在資本金が百七十億円でございませうが、昭和二十七年年度におきまして、百三十億円を一般会計から出資することになつておりましたので、合計いたしまして三百億円になるのでございませう。そのほかに復興金融公庫が

と、非常に価額が安くになりますので、従つて売出しに困難を感ずる。そういうことから、中途で償還満期に至らぬ前に買上げという制度を設けたいと思ひます。これに關しましては、具體的には政令で定めることになつておりますが、最初からだちに買上げを經過したものは、だんだんに償還満期が近づくと、有利な利回りになるやうな価額で買ひ上げ、こういうふうにしたしております。

〇福田委員 次は銀行局總務課長福田久男君。

〇福田委員 日本開発銀行法の一部を改正する法律案につきまして、先ほど政務次官から内容につきましては大体御説明がございませうしたのですが、若干敷衍いたしましてつけ加えておきたいと思ひます。

これは開発銀行の資本構成を是正いたしまして、今後開発銀行へ外資の導入をする場合等を考えますと、対外的に信用を高めるといふことの補助にしたいといふことが、おもな点でございませう。現在資本金が百七十億円でございませうが、昭和二十七年年度におきまして、百三十億円を一般会計から出資することになつておりましたので、合計いたしまして三百億円になるのでございませう。そのほかに復興金融公庫が

と、非常に価額が安くになりますので、従つて売出しに困難を感ずる。そういうことから、中途で償還満期に至らぬ前に買上げという制度を設けたいと思ひます。これに關しましては、具體的には政令で定めることになつておりますが、最初からだちに買上げを經過したものは、だんだんに償還満期が近づくと、有利な利回りになるやうな価額で買ひ上げ、こういうふうにしたしております。

〇福田委員 次は銀行局總務課長福田久男君。

〇福田委員 日本開発銀行法の一部を改正する法律案につきまして、先ほど政務次官から内容につきましては大体御説明がございませうしたのですが、若干敷衍いたしましてつけ加えておきたいと思ひます。

これは開発銀行の資本構成を是正いたしまして、今後開発銀行へ外資の導入をする場合等を考えますと、対外的に信用を高めるといふことの補助にしたいといふことが、おもな点でございませう。現在資本金が百七十億円でございませうが、昭和二十七年年度におきまして、百三十億円を一般会計から出資することになつておりましたので、合計いたしまして三百億円になるのでございませう。そのほかに復興金融公庫が

と、非常に価額が安くになりますので、従つて売出しに困難を感ずる。そういうことから、中途で償還満期に至らぬ前に買上げという制度を設けたいと思ひます。これに關しましては、具體的には政令で定めることになつておりますが、最初からだちに買上げを經過したものは、だんだんに償還満期が近づくと、有利な利回りになるやうな価額で買ひ上げ、こういうふうにしたしております。

〇福田委員 次は銀行局總務課長福田久男君。

〇福田委員 日本開発銀行法の一部を改正する法律案につきまして、先ほど政務次官から内容につきましては大体御説明がございませうしたのですが、若干敷衍いたしましてつけ加えておきたいと思ひます。

これは開発銀行の資本構成を是正いたしまして、今後開発銀行へ外資の導入をする場合等を考えますと、対外的に信用を高めるといふことの補助にしたいといふことが、おもな点でございませう。現在資本金が百七十億円でございませうが、昭和二十七年年度におきまして、百三十億円を一般会計から出資することになつておりましたので、合計いたしまして三百億円になるのでございませう。そのほかに復興金融公庫が

と、非常に価額が安くになりますので、従つて売出しに困難を感ずる。そういうことから、中途で償還満期に至らぬ前に買上げという制度を設けたいと思ひます。これに關しましては、具體的には政令で定めることになつておりますが、最初からだちに買上げを經過したものは、だんだんに償還満期が近づくと、有利な利回りになるやうな価額で買ひ上げ、こういうふうにしたしております。

〇福田委員 次は銀行局總務課長福田久男君。

〇福田委員 日本開発銀行法の一部を改正する法律案につきまして、先ほど政務次官から内容につきましては大体御説明がございませうしたのですが、若干敷衍いたしましてつけ加えておきたいと思ひます。

これは開発銀行の資本構成を是正いたしまして、今後開発銀行へ外資の導入をする場合等を考えますと、対外的に信用を高めるといふことの補助にしたいといふことが、おもな点でございませう。現在資本金が百七十億円でございませうが、昭和二十七年年度におきまして、百三十億円を一般会計から出資することになつておりましたので、合計いたしまして三百億円になるのでございませう。そのほかに復興金融公庫が

と、非常に価額が安くになりますので、従つて売出しに困難を感ずる。そういうことから、中途で償還満期に至らぬ前に買上げという制度を設けたいと思ひます。これに關しましては、具體的には政令で定めることになつておりますが、最初からだちに買上げを經過したものは、だんだんに償還満期が近づくと、有利な利回りになるやうな価額で買ひ上げ、こういうふうにしたしております。

〇福田委員 次は銀行局總務課長福田久男君。

開発銀行に承継されました際に、政府からの貸付金となつておりますものが八百五十二億二千万円でございまして、両者を合せますと千五百五十二億二千万円ということになる予定でございまして。この借入金を出資金に振りかえますのは、法律が通過いたしました後に、なるべく早い機会にこれを行いたいと考えております。これが第四條の改正のおもな点でございます。

なお第二の改正点といたしまして、日本開発銀行の業務に関する点であります。業務の内容といたしまして、新たに債務保証を行つ得るといふ規定を設けたのでございます。従来はできなかったものであります。これは一般の債務保証ではなくて、開発資金に関する債務の保証でございます。また同時にこの債務保証の中には、外資導入に關連いたしまして行つ債務の保証ということも、含めることと考えておるのでございます。それからこまかな点であります。業務のところでも肩がわり業務の一つの形といたしまして、従来は返済資金の貸付のみを行つたのであります。債権の譲り受けという方法も新たに加えた。非常に技術的な点であります。そういうことで業務を充実するということにいたしております。

改正の第三点といたしましては、開発銀行は政府から資金の借入れがござい、あるいは外国の銀行その他の金融機関から、外貨資金の借入れを行つておられること、これをいたしたのでございます。この改正は、先般御審議をいただきました輸出銀行の改正と同趣旨でございます。輸出銀行はちろん輸出銀行の業務の財源に充てるた

めの借入れがなし得る。また開発銀行としては開発銀行の業務の財源として、必要な資金の借入れが行い得るわけでございますが、その目的なりあるいは業務なりによつて、借入れ得る場合のおのずから異なつた目的なり條件なりがあるわけでありまして。

なお政府からの借入れといたしましては、昭和二十七年において、見返り資金から四十億円の借入れを予定いたしております。また借入金と債務保証の合計額は、自己資本を越えてはならないという限度を設けてございす。それが第十八條の二の規定でございます。

改正の第四点といたしましては、従来日本開発銀行は法人税、事業税等を課せられる課税法人であつたのであります。これも先般御審議いただきました輸出銀行と同じように、納付金制度に改めることといたしまして、毎事業年度の利益金の百分の二十に相当する額、あるいは融資残高の百分の七に相当する額のいずれか多い方を準備金として積み立てる。残りを国庫へ納付する。その反面法人税、事業税等は課税しないということに改めたいというのが、第四点でございます。

それから改正の第五点といたしましては、米国対日援助見返資金の私企業に対する貸付財源を、開発銀行が承継することとできる趣旨の規定を設けてあります。これは見返り資金と開発銀行とが、たとえば一般産業につきましましては、同じ相手方に対して見返り資金も債権を持つ、あるいは開発銀行も融資をしていくというふうな事情もございす。国家の財政資金的な面において、同じ目的のために同じ趣旨

の融資を異なる機関で管理をし、融資を行うということは必ずしも能率的でない。むしろこれを一元化することが適當であるという趣旨から、こういう規定を設けたいと思つたのでございす。この実施の時期等につきましては、一応政令に譲つておるのでございす。適當な時期においてこの承継をいたしたい。なお当初の間は見返資金特別会計からの貸付という形をとりまして、適當の時期においてこれを出資に振りかえることができるようにいたしておるのでございす。

改正のおもな要点は以上の諸点でございます。

○佐藤委員長 次会は明四月一日午前十時より開会することとしまして、本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十七分散会

昭和二十七年四月一日印刷

昭和二十七年四月二日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局